

令和4年8月29日開催

令和4年度  
燕市農業委員会第5回総会議事録

燕市農業委員会

## 燕市農業委員会第5回総会 議事録

1. 開催日時 令和4年8月29日（月曜日）  
午前9時30分～午前10時00分

2. 開催場所 燕市役所4階 委員会室

3. 出席委員（25名）

1番 山浦 博	11番 澁木 誠治	21番 片桐 正敏
2番 本田 繁	12番 山田 直子	22番 荻原 一郎
3番 三浦 哲郎	13番 江口 保	23番 山崎登美雄
4番 土田 喜七	14番 渡邊美代子	24番 小川 芳秀
5番 山上 忠	15番 江辺 耕一	25番 和田 正春
6番 澤口 隆行	16番 金山 吉夫	26番 笹川 勇雄
7番 笠原 久幸	17番 瀬戸 一義	
8番 藤田 浩介	18番 五十嵐博子	
10番 長谷川治仁	19番 明田栄以知	
	20番 阿部 恵作	

4. 欠席委員（1名）

欠席 1名 9番 遠藤 忠夫  
欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）の報告

報告第14号 農地転用事実確認願について

(4) 議事

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第27号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第30号 農用地利用集積計画（案）の決定について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池 和恵 次長 広瀬美佳子 主任 治田 祐樹

7. 総会議長

和田 正春 (会長)

8. 議事録署名委員

2番 本田 繁 3番 三浦 哲郎

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員は、議席番号9番遠藤委員より欠席の連絡がありましたので、報告致します。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願い致します。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は25名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第5回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号2番 本田 繁 委員及び</p> <p>議席番号3番 三浦 哲郎 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第13号から第14号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第13号「農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)」の報告であります。</p> <p>受付番号30番 中島字下表の田、1筆、606㎡、所有者移転に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号31番 大関字東川根の田、計2筆、1,144㎡、地権者の都合による利用権の解約であります。</p> <p>受付番号32番 佐善字岡野の田、1筆、768㎡、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号33番 泉新字三部他の田、計5筆、7,351㎡、所有者移転に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号34番 下粟生津字横町の田、1筆、2,502㎡、所有者移転に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、会長報告第14号「農地転用事実確認願について」であります。</p> <p>受付番号4番 南七丁目の畑、1筆、165㎡、転用目的は住宅、現況</p>

	<p>地目は宅地、証明番号年月日は証第4号、令和4年7月26日であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。</p>
議 長	<p>それでは、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号12番 下粟生津字下川原他の田畑、計8筆、5,932.52㎡、契約内容は贈与。位置図は議案資料の1頁をご覧ください。</p> <p>以上、この案件は、地域調和等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る8月19日、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>8月19日、午前9時30分より、市役所301会議室で、第1事前審査委員会、委員12名による審査の結果「農地法第3条の規定による許可申請」1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>

議 長	次に、議案第 27 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	<p>議案第 27 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。受付番号 15 番 花見字居掛下の畑、1 筆、282 m<sup>2</sup>、当初計画者は住宅を建設する計画でしたが、都合により計画を断念し、承継者が駐車場 (4 台) として整備するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料 2～3 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 16 番 小関字大通の田、計 3 筆、1,519 m<sup>2</sup>、当初計画者は鋼材倉庫を建設する計画でしたが、会社を清算することとなり、計画が断念され、承継者が駐車場 (20 台) 及び通路を整備するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料 4～5 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 17 番 米納津字大島崎の畑、1 筆、138 m<sup>2</sup>、当初計画者は住宅を建設する計画でしたが、都合により計画を断念し、承継者が駐車場 (3 台) を整備するものです。位置図は、議案資料 6～7 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 18 番 水道町三丁目の田、1 筆、229 m<sup>2</sup>、当初計画者は住宅を建設する計画でしたが、計画者が亡くなり計画を断念し、承継者が住宅を建設するものです。位置図は、議案資料 8～9 頁をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	審査の結果、農地転用事業計画変更承認申請 4 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	<p>只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告の

	<p>とおりに「承認」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおりに「承認」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 28 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 28 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 4 番 熊森字屋敷添の畑、1 筆、273 ㎡、転用目的は、車庫。位置図・土地利用計画図は、議案資料 10～11 頁をご覧ください。</p> <p>相続により取得した農地に車庫が建設してあることが判明し、転用許可申請をするものであります。申請地は、農振白地の集落内の農地で、宅地に連たんする農地であることから、周辺の農地への影響もなく第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 1 事前審査委員会が開催されておりますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。審査の結果「農地法第 4 条の規定による許可申請」1 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおりに、「許可」とする事でご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおりに「許可」とする事に決しました。</p>

議 長	次に議案第 29 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	<p>議案第 29 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 44 番 小高字本地の畑、1 筆、79 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅、駐車場（3 台）、契約内容は使用貸借、令和 4 年 12 月 25 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 12～13 頁をご覧ください。</p> <p>現在両親と同居していますが、親族の土地を借り受け、住宅を建設するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 45 番 高木の畑、1 筆、43 m<sup>2</sup>、転用目的は集落における一時避難場所、契約内容は売買、令和 5 年 3 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 14～15 頁をご覧ください。</p> <p>集落における一時避難所として利用するものです。申請地は、農振農用地を除外した第 1 種農地で、居住する者の日常生活に必要な施設であり、集落に隣接する農地であるため周辺の農地への影響もないことから、不許可の例外として判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 46 番 花見字居掛下の田、1 筆、282 m<sup>2</sup>、転用目的は駐車場（4 台）、契約内容は売買、令和 4 年 10 月 5 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 2～3 頁へお戻りください。先ほど計画変更の受付番号 15 番で説明した案件であります。</p> <p>自宅の駐車スペースが不足しているため当該地を購入しカーポートを建築するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で、宅地に連たんする農地であることから、周辺の農地への影響もなく、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	受付番号 47 番 野中才字下谷地の畑、1 筆、58 m <sup>2</sup> 、転用目的は物置、契約内容は贈与。位置図・土地利用計画図は、議案資



事務局	<p>料 16～17 頁をご覧ください。</p> <p>夫が相続により取得した農地に物置が建設してあることが判明し、贈与を受け転用許可申請をするものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所です。</p> <p>なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいた場所です。</p> <p>受付番号 48 番 小関字大通の田、計 3 筆、1,519 m<sup>2</sup>、転用目的は駐車場 (20 台) 及び通路、契約内容は売買、令和 4 年 10 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 4～5 頁へお戻りください。先ほど計画変更の受付番号 16 番で説明した案件であります。</p> <p>金型製造販売業を営んでいますが従業員及び社員の駐車場が手狭のため、当該地を購入し駐車場と通路にするのであります。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、周辺農地への影響も少なく第 3 種農地であると判断される場所です。</p>
事務局	<p>受付番号 49 番 八王寺字前新畑の田畑、計 2 筆、508 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和 5 年 4 月 28 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 18～19 頁をご覧ください。</p> <p>現在住んでいるアパートが手狭のため、当該地を購入し住宅を建築するものであります。申請地は、農振白地の集落内の農地で、宅地に連たんする農地であることから、周辺の農地への影響もなく、第 3 種農地であると判断される場所です。</p>
事務局	<p>受付番号 50 番 杉名字杉名の畑、1 筆、128 m<sup>2</sup>、転用目的は駐車場 (4 台)、契約内容は売買、令和 5 年 8 月 31 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 20～21 頁をご覧ください。</p> <p>自宅の駐車スペースが不足しているため当該地を購</p>

事務局	<p>入し駐車場とするものであります。申請地は、農振白地の集落内の農地で、宅地に連たんする農地であることから、周辺の農地への影響もなく、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 51 番 米納津字大島崎の畑、1 筆、138 m<sup>2</sup>、転用目的は駐車場 (3 台)、契約内容は売買、令和 5 年 8 月 31 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 6～7 頁へお戻りください。先ほど計画変更の受付番号 17 番で説明した案件であります。</p> <p>建築業を営んでおりますが、来客用の駐車場が不足しているため、当該地を購入し駐車場にするものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で、宅地に連たんする農地であることから、周辺の農地への影響もなく、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 52 番 井土巻五丁目の田畑、計 5 筆、1,212 m<sup>2</sup>、転用目的は現場事務所、資材置場及び駐車場 (10 台)、契約内容は賃貸借、令和 5 年 7 月 12 日までの一時転用であります。位置図、土地利用計画図は、議案資料 22～23 頁をご覧ください。</p> <p>JR 燕三条駅の改修工事に伴い現場事務所、資材置場、駐車場を一時転用するものです。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 53 番 吉田下中野字筒中才の畑、計 2 筆、519 m<sup>2</sup>、転用目的は宅地造成 (1 区画)、契約内容は売買、令和 4 年 11 月 30 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 24～25 頁をご覧ください。</p> <p>業務の拡大を図るため当該地を購入し宅地造成するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 54 番 水道町三丁目の田、1 筆、229 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅、</p>

	<p>契約内容は売買、令和4年12月20日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料8～9頁へお戻りください。先ほど計画変更の受付番号18番で説明した案件であります。</p> <p>現在市内に住んでおりますが、将来のことを考え両親の家の隣の土地を購入し住宅を建設するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所でございます。</p> <p>事務局 受付番号55番 横田字中筒東川原の畑、1筆、39㎡、転用目的は駐車場(1台)、契約内容は売買。位置図、土地利用計画図は、議案資料26～27頁をご覧ください。</p> <p>自動車修理業を営んでおり、倉庫及び宅地を購入しますが隣接する当該地も購入し駐車場として利用するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で、宅地に連たんする農地であることから、周辺の農地への影響もなく、第3種農地であると判断される場所でございます。</p> <p>なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいた場所でございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されておりますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。審査の結果、農地法第5条の規定による許可申請12件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p>

議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第 30 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 30 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。所有権の移転であります。</p> <p>受付番号 8 番 泉新字三部他の田、計 4 筆、4,421 m<sup>2</sup>、移転時期は令和 4 年 9 月 26 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 4 年 9 月 30 日。位置図は議案資料 28 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 9 番 泉新字三部の田、計 5 筆、7,351 m<sup>2</sup>、移転時期は令和 4 年 9 月 26 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 4 年 9 月 30 日。位置図は同じく議案資料 28 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 10 番 中島字下表の田、1 筆、606 m<sup>2</sup>、移転時期は令和 4 年 9 月 26 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 4 年 9 月 30 日。位置図は議案資料 29 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>続いて、利用権設定になります。</p> <p>受付番号 3 番 富永字新保境の畑、1 筆、694 m<sup>2</sup>、20 年の新規設定になります。以下、対価はお読み取り下さい。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転 3 件、利用権の新規設定 1 件、異議がなかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>(質疑なし)</p> <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「決定」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。
議 長	以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第 30 号の案件につきましては、 <u>9 月 5 日</u> の告示により効力が発生する事になります。
議 長	これにて、燕市農業委員会第 5 回総会を閉会致します。 (終了時刻 午前 10 時 00 分)

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年8月29日

総会議長 和田正春

---

議事録署名委員 本田繁

---

議事録署名委員 三浦悠郎

---